

神戸市犯罪被害者等支援メニュー 一覧

	項目	内容	所管課
日常生活の支援	相談及び情報の提供等	「総合相談窓口」の設置	福祉局 人権推進課
	一時的な生活資金助成	・遺族支援金 ・重傷病支援金（全治1月以上の療養を要する負傷又は疾病） ・性犯罪被害支援金（強制わいせつ、強制的性交等の性犯罪被害）	危機管理室
	家事援助費助成	犯罪被害により日常生活を営むことに支障がある場合に、家事援助費に係る費用を補助する。	
	一時保育費助成	犯罪被害により扶養する就学前の子の家庭での保育が困難となった場合、一時保育に係る利用料金を補助する。	
	教育関係費助成	犯罪被害により扶養する学齢期の就学中の子の通学が困難となった場合に、学校までのタクシー代や家庭教師に係る費用を補助する。	
	緊急転居費助成	犯罪被害を受け従前の住居に居住することが困難になった場合に、引越し費用や荷物の廃棄料等を補助する。	
	転居後の家賃助成	犯罪被害を受け緊急転居した場合に、賃貸料を補助する。	
	就労準備金助成	犯罪被害を受けたことにより転職または新たに就職が必要となった場合に、資格取得に係る費用を補助する。	
	配食サービス費用の助成	犯罪により、日常生活に支障をきたした被害者やその家族・遺族の居宅へ、食事を配達する。	
	住居復旧及び防犯対策費用の助成	自宅が犯罪の現場になった場合に、被害を受けた住居の復旧に係る費用や、防犯対策に係る費用の補助を行う。	
	一時避難場所の提供	兵庫県警が実施する一時避難場所の確保にかかる補助制度を受けている場合、必要に応じて延泊分の費用の一部を補助する。	
住居の提供	市営住宅への優先入居	神戸住環境整備公社	
	市営住宅への一時入居（原則1年 使用料免除）		建築住宅局 住宅管理課
奨学金返還支援	犯罪被害者奨学金返還支援制度	犯罪被害により、親を亡くしたり、親もしくは本人が犯罪被害により重度障害が残ったことにより就労できなくなった場合に、経済的な支援として、大学等に通うための奨学金の返還の一部を支援する。	危機管理室